

參考資料

Ⅰ 計画策定の検討経過

(1) 習志野市子ども・子育て会議

日程	会議	議題
R6.1.23	令和5年度第2回会議	(1) 習志野市こども計画の概要について (2) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査について (3) 次期計画の施策体系について
R6.2.13	令和5年度第3回会議	(1) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査について (2) 「(仮称) 習志野市こども計画」への子ども・若者の意見反映について
R6.7.2	令和6年度第1回会議	(1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実績評価について (2) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査の調査結果について (3) (仮称) 習志野市こども計画の施策体系(案)について
R6.8.5	令和6年度第2回会議	(1) こども・若者の意見募集の結果について (2) (仮称) 習志野市こども計画の施策体系(案)について (3) (仮称) 習志野市こども計画の基本施策(案)について
R6.9.24	令和6年度第3回会議	(仮称) 習志野市こども計画(素案)について (1) こども・若者の意見聴取の結果について (2) 施策体系・基本施策案について (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策案について (4) 計画書の構成案について
R6.11.7	令和6年度第4回会議	(1) (仮称) 習志野市こども計画(案)について

(2) 習志野市こども計画庁内検討委員会

日程	会議	議題
R5.12.20	令和5年度第1回会議	(1) 習志野市こども計画の概要について (2) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査について (3) 次期計画の施策体系について
R6.5.29	令和6年度第1回会議	(1) 子ども・若者・子育て支援等に係る実態調査の調査結果について (2) 習志野市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)の総括評価について (3) (仮称) 習志野市こども計画の施策体系(案)について

(3) その他の会議

日程	会議	議題
R6.10.1	令和6年度習志野市青少年問題協議会	(仮称) 習志野市こども計画(素案)の概要について
R6.11.13	令和6年度習志野市福祉問題審議会	(仮称) 習志野市こども計画(案)について
R6.11.20	令和6年度教育委員会第11回定例会	(仮称) 習志野市こども計画(案)について
R7.2.12	令和7年度教育委員会第2回定例会	習志野市こども若者まんなか計画(案)について

(4) こども・若者・子育て家庭等への調査・意見聴取

日程	実施内容	対象者	参照
R6.3.4 ~R6.3.31	【アンケート調査】 こども・若者の生活等に関する実態調査	・小学生~中学生 ・小学5年生・中学2年生の保護者	本編 51ページ
R6.3.18 ~R6.3.31	【アンケート調査】 こども・若者の生活等に関する実態調査 【アンケート調査】 子育て支援に関するニーズ調査	高校生相当年齢~29歳 ・就学前児童の保護者 ・就学児童の保護者	
R6.5.1 ~R6.5.31	【意見募集】 WEB調査(市ホームページ)	・市内在住または市外から通勤・通学しているこども・若者	本編 74ページ
R6.7.11	【意見聴取(対面)】 子ども食堂	・子ども食堂スタッフ ・訪れたこども・保護者	本編 79ページ
R6.7.21	【意見聴取(グループワーク)】 キラット・ジュニア防犯隊	防犯マップ作成に参加した隊員	本編 80ページ
R6.7.23	【意見聴取】 子ども議会	市内市立中学校代表者	本編 76ページ
R6.7.28	【意見聴取(グループワーク)】 NPO 法人ならしの子ども劇場	企画会議に参加したこども・若者	本編 81ページ
R6.8.1	【意見聴取(グループワーク)】 令和7年「二十歳を祝う集い」実行委員会	実行委員会委員	本編 82ページ
R6.9.2 ~R6.9.6	【意見聴取(LINE)】 リーダースクラブ	所属している若者	本編 83ページ

2 関係条例等

○習志野市子ども・子育て会議条例(平成25年7月2日 条例第16号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、習志野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員および臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項第4号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

参考資料

（会議）

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料提出の要求等）

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員および臨時委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が市長の同意を得て定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

習志野市子ども・子育て会議委員名簿(令和6年1月23日～令和6年11月7日)		
役 職	氏 名	所属団体等
会 長	上 村 麻 郁	千葉経済大学短期大学部
副会長	鈴 木 茜	淑徳大学看護栄養学部
委 員	真 鍋 健	千葉大学教育学部
委 員	阿 部 千 春	習志野市立こども園
委 員	飯 塚 源 太	習志野市私立幼稚園・認定こども園協会(事業者代表)
委 員	大 塚 朋 子	私立保育園
委 員	若 澤 竜 馬	習志野市立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会
委 員	劉 醇 一	市立保育所・私立保育園
委 員	稲 垣 涼 子	習志野市学童保育連絡協議会
委 員	菊 池 美 加	習志野市 PTA 連絡協議会
委 員	関 根 洋 幸	習志野市私立幼稚園・認定こども園協会(保護者代表)
委 員	横 山 智 子	公募委員
委 員	井 上 聡 子 【～R6.4.17】	習志野市小中学校長会
	東 秀 行 【R6.5.29～】	
委 員	川 崎 雅 美	習志野市民生委員児童委員協議会
委 員	三代川 雅 信	習志野商工会議所

(敬称略)

○習志野市こども計画庁内検討委員会設置要領(令和5年11月30日)

(設置)

第1条 習志野市こども計画(こども基本法第10条第2項。以下「計画」という。)を策定し、本市における子ども・子育て支援及び若者支援に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、習志野市こども計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(計画の位置づけ)

第2条 委員会で検討する計画には、次に掲げる各法律等に基づく計画を包含するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)
- (2) 次世代育成支援対策行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条)
- (3) 子どもの貧困に関する計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項)
- (4) 母子保健計画(平成26年6月17日雇児発第0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- (5) 子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 施策に係る関係部局及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 調査・研究に関すること。
- (5) その他関連する施策の推進に関すること。

(組織等)

第4条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はこども部長とし、副委員長はこども部次長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理として出席させることができる。
- 3 会議は、委員(前項の規定により出席する者も含む。以下同じ。)の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 4 会議の議事のうち議決を要するものについては、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども部こども政策担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表(第4条第1項)

政策経営部	政策経営部次長
総務部	総務部次長
協働経済部	協働経済部次長
健康福祉部	健康福祉部次長
都市環境部	都市環境部次長
こども部	こども部長 こども部次長
教育委員会	学校教育部次長 生涯学習部次長

